

明石市社会的養育推進計画

2020 年（令和 2 年）3 月

目次

1	明石市における社会的養育の推進の基本的考え方及び全体像	1
(1)	本計画の位置づけ	1
(2)	基本的な考え方	1
(3)	計画期間等	2
2	明石市における総合的な子ども支援	2
(1)	基本的な考え方	2
(2)	現状と課題	3
(3)	今後の取組と子ども総合支援の実施体制	4
3	当事者である子どもの権利擁護の取組（意見聴取・アドボカシー）	5
(1)	基本的な考え方	5
(2)	現状と課題	5
(3)	今後の取組	6
4	各年度における代替養育を必要とする子どもの見込み	6
(1)	代替養育を必要とする子どもの現状	6
(2)	代替養育を必要とする子ども数の見込み	8
(3)	里親養育を必要とする子ども数及び里親委託率の見込み	9
(4)	今後目標とする里親委託率	10
(5)	ショートステイ事業を利用する子どもの見込み	11
5	里親委託の推進に向けた取組	12
(1)	基本的考え方	12
(2)	本市の里親家庭の現状と課題	13
(3)	里親等への委託子ども数及び里親必要数の見込み	14
(4)	フォスタリング業務の実施体制	15
(5)	今後の取組	16
6	特別養子縁組等の推進のための支援体制の構築に向けた取組	17
(1)	基本的な考え方	17
(2)	現状と課題	18
(3)	今後の取組	18
7	社会的養育推進のための施設との連携	19
(1)	基本的な考え方	19
(2)	現状と課題	19
(3)	今後の取組	20
8	社会的養育の子どもの自立支援の推進に向けた取組	20
(1)	基本的考え方	20
(2)	現状と課題	20

(3)	今後の取組.....	20
9	一時保護の在り方.....	21
(1)	基本的な考え方.....	21
(2)	一時保護の現状と課題.....	21
(3)	今後の取組.....	21
10	明石こどもセンターの運営.....	22
(1)	基本的考え方.....	22
(2)	現状と課題.....	22
(3)	今後の取組.....	22
資料1	24
資料2	26

明石市社会的養育推進計画

1 明石市における社会的養育の推進の基本的考え方及び全体像

(1) 本計画の位置づけ

平成 28 年の児童福祉法等の一部を改正する法律（平成 28 年法律第 63 号）により、児童福祉法に「子どもの家庭養育優先原則」が明記されました。すなわち、国及び地方公共団体においては、まず、子どもが家庭において心身ともに健やかに養育されるよう、その保護者を支援し、子どもがさまざまな事情により家庭で適切な養育を受けられない場合には、養子縁組や里親・ファミリーホーム¹といった家庭における養育環境と同様の養育環境において、継続的に養育されるよう、必要な取組をしなければならないという原則です。なお、専門的なケアを要するなど、里親家庭等で養育されることが適当でない場合には、施設において養育することとなりますが、その場合においても、できる限り小規模で家庭に近い環境（小規模グループケアやグループホーム等）において養育されるよう、取り組むべきともされています。

この法律改正等を踏まえ、国は各都道府県等に社会的養育の推進のための計画の策定を求め、2018 年（平成 30 年）7 月に「都道府県社会的養育推進計画の策定要領」²（以下「要領」といいます。）を示しました。

明石市社会的養育推進計画（以下「本計画」といいます。）は、国の要領も踏まえつつ、本市における、子どもと家庭への養育支援から里親等による代替養育までの社会的養育の推進に関する今後 10 年間総合的な計画として、行政、関係機関、さらには市民がこれを共有して、実施体制の整備及び養育の質の向上を着実に図っていくために策定するものです。

なお、本計画は、2020 年度を始期とした今後 5 年間の本市の子育て支援施策全般の計画である「第 2 期明石市子ども・子育て支援事業計画」（以下「第 2 期計画」といいます。）との整合を図りながら策定しています。

(2) 基本的な考え方

本計画は、以下の基本的な考え方の下に策定します。

- 児童福祉法の「子どもの家庭養育優先原則」を踏まえ、すべての社会的養育を必要とする子どもに対し、家庭など、一人ひとりにとって望ましい安心・安全の場を保障していくための計画とすること。
- 一人ひとりの子どもの思いに合った健やかな育ちと自立を実現できるよう、成長発達に応じた切れ目ない支援を着実に実施するための計画とする

¹ 児童福祉法第 6 条の 3 第 8 項に規定される小規模住居型児童養育事業。養育者の住居において行う点で里親と同様であり、児童 5～6 人の養育を行う点で、里親を大きくした里親型のグループホーム。

² 平成 30 年 7 月 6 日付け厚生労働省子ども家庭局長通知「『都道府県社会的養育推進計画』の策定について」の別添

こと。

- 本市の「こどもを核としたまちづくり」の理念、さらには SDG s の理念を反映した「いつまでも すべての人に やさしいまちを みんなで」という「SDG s 未来安心都市・明石」の方向性を踏まえ、市と地域の関係機関・市民との適切な連携に資する計画とすること。
- 兵庫県が県の社会的養育推進計画の策定に当たり、県内（明石市を含む。）の児童養護施設、里親家庭などで暮らす子どもを対象として代替養育や一時保護における生活に関するアンケートを実施しており、本計画に定める各取組の実施に当たっては、当該アンケートの調査結果など、当事者である子どもの意見を十分に踏まえていくこと。

（3）計画期間等

計画期間は 2020 年度（令和 2 年度）～2029 年度（令和 11 年度）までの 10 年間とします。

本計画の進捗状況は毎年度把握・検証し、その結果を各種支援に活かしていきます。

また、中間期である 2024 年度末には進捗状況の検証結果を踏まえ、必要な場合には、計画の見直しを行って、取組の促進を図っていきます。

2 明石市における総合的な子ども支援

（1）基本的な考え方

本市は「こどもを核としたまちづくり」を掲げ、「すべてのこどもたちを まちのみんなで こども目線で 本気で応援する」という理念の下、すべての子どもを対象として、その一人ひとりにしっかりと寄り添い、行政も地域も一緒になって、まちのみんなでしっかりと支えていくため、さまざまな施策を推進してきました。社会的養育もこの施策の一つであり、他の子ども・子育て支援施策と繋がりをもちながら、さらには、SDG s の理念を反映した、「いつまでも すべての人に やさしいまちを みんなで」という「SDG s 未来安心都市・明石」の方向性とも軌を一にしながら推進していく必要があります。

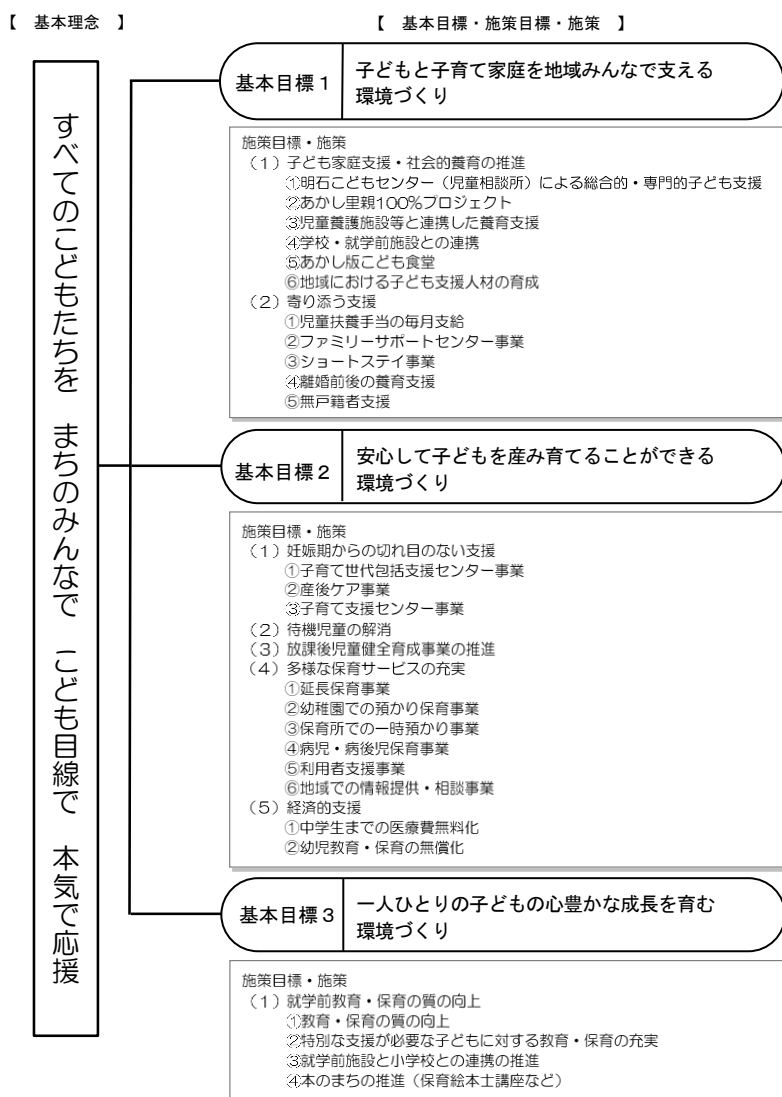
2019 年（平成 31 年）4 月の明石こどもセンター（市児童相談所）の設置により、虐待の予防から地域における早期の気づき、子どもの迅速な保護・支援、家庭復帰後の地域における支援に至るまで、市が一貫して実施できる体制となりました。地域・住民に近い中核市が設置する児童相談所ならではのメリットを十分に発揮し、個々の事情に応じて市が実施しているさまざまな支援サービスを組み合わせながら最適な支援を実施していきます。

総合的な子ども支援により、すべての子どもが家庭のぬくもりを感じながら暮らすことができるまちづくりを目指していきます。

(2) 現状と課題

- 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）に基づく第2期計画が2020年度（令和2年度）からスタートします。第2期計画においては、「すべてのこどもたちを まちのみんなで こども目線で 本気で応援する」という基本理念の下に、①子どもと子育て家庭を地域みんなで支える環境づくり、②安心して子どもを産み育てることができる環境づくり、③一人ひとりの子どもの心豊かな成長を育む環境づくりの3つの基本目標を掲げ、それに対応する各種施策を推進していくこととしています。
- 第2期計画には、社会的養育の推進も施策目標として掲げられており、本計画を着実に実施していくことで、第2期計画の施策目標の達成も目指していくこととなります。

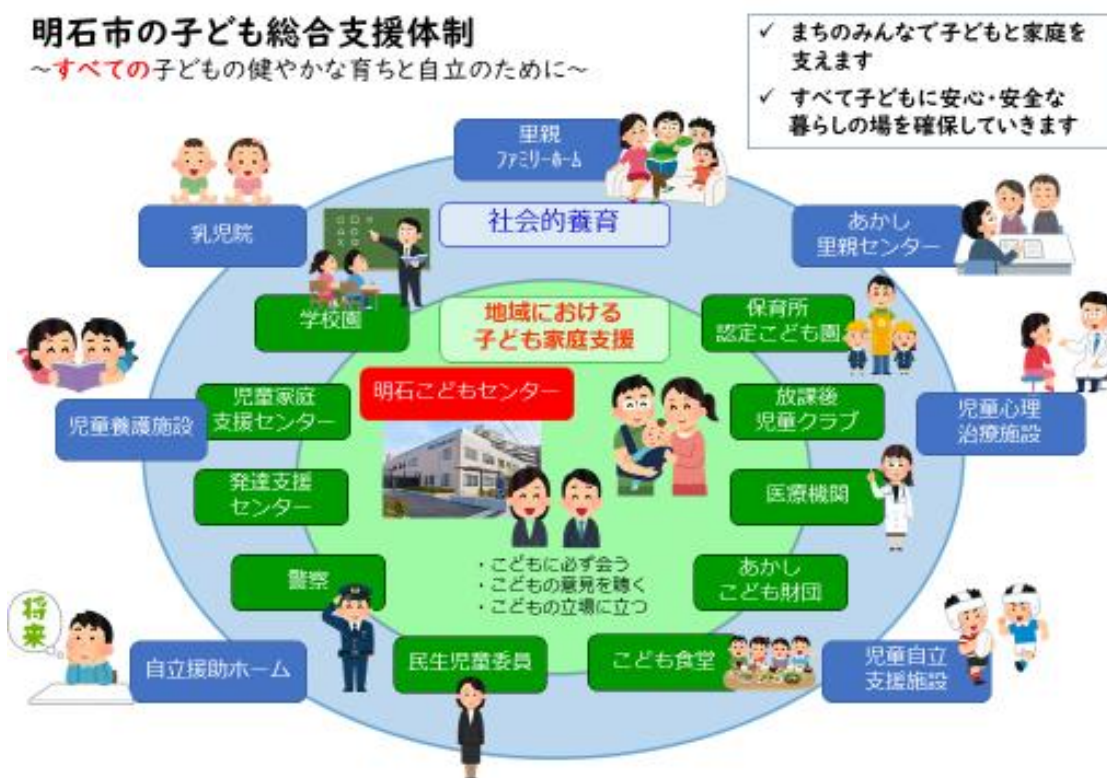
(参考) 第2期子ども・子育て支援事業計画の施策体系



(3) 今後の取組と子ども総合支援の実施体制

- 第2期計画に掲げている社会的養育に関連する施策も含めた各種子ども・子育て支援施策は相互に関連しています。例えば、子育て世代包括支援センター事業により、妊娠期から子育て期における母子への支援を行う中で課題が見つかれば、社会的養育に繋ぐことを検討したり、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、産後ケア事業など各種子育て支援事業の充実を図ることで、虐待を予防し、家庭における子どもの育ちを支えることができます。このため、第2期計画に掲げる各種施策を総合的に推進していきます。
- 各種子ども・子育て支援施策を有機的に繋げ、子ども一人ひとりにとって望ましい養育ができるよう、明石こどもセンターが子ども総合支援の拠点機関として、関係部署、関係機関、地域の支援主体と連携し、最適な支援をコーディネートする機能を発揮していきます。
- 子どもができる限り家庭で暮らし続けられるよう、地域における子ども・子育て支援の体制強化として、児童家庭支援センターを設置し、在宅の子ども・子育て家庭への支援や、施設・里親家庭からの家庭復帰支援の強化を図っていきます。

図 明石市の子ども総合支援体制のイメージ



3 当事者である子どもの権利擁護の取組（意見聴取・アドボカシー）

（1）基本的な考え方

本市はこれまでも、各種子ども・子育て支援において「子ども目線」を大切に取り組んできました。社会的養育の推進を主体的に担う明石こどもセンターにおいては、①子どもに必ず会うこと、②子どもの意見を聴くこと、③子どもの立場に立つことを基本姿勢にしており、今後もあらゆる支援の場面でこの姿勢を堅持していきます。

また、在宅で養育支援を受ける子ども又は里親家庭や施設において養育される子どもから意見を聴く多様な機会をつくり、適切に意見を酌み取って支援に活かしていきます。

（2）現状と課題

- 本市では、社会的養育を受ける子どもも含め、すべての子どもを対象とした「あかしこども相談ダイヤル」により、24時間子ども自身の相談を受け付け、家庭や学校生活における困りごとや、つらい状況に置かれたときのSOSを受け止め、支援につなぐ体制を整備しています。
- 明石こどもセンターにおいては、「子どもの意見を聴く」という基本姿勢の下、子どもとのかかわりが始まる際は、必ず子どもに直接会って、気持ちや意見を聴いています。また、保護した子どもの援助方針を検討する際も子どもの意見を必ず聴くこととしています。
- 保護した子どもや施設入所・里親委託となった子どもについては、原則として児童福祉司や児童心理司等の職員が複数担当者としてつき、子どもの生活を支援する者、子どもの相談をじっくり聞く者など、子ども本位の役割分担をして子どものニーズに対応することとしています。
- また、施設入所・里親委託となっているすべての子どもに対して、子どもの意見表明権を含む子どもの権利の内容を説明した「あんしんノート」（こどもの権利ノート）を配付し、配付時は、担当の児童心理司等が子どもに直接、わかりやすく説明しています。
- 今後は、これらの取組の一層の充実・深化が必要です。特に、子どもに直接かかわる職員が、子どもの年齢、障害や発達等を踏まえて適切に子どもの意思や意見を引き出し、受け止める技術の向上や、子どもの希望も踏まえてアドボケイト（子どもの声を代弁し、権利を擁護する者）を付けられる仕組みを構築する必要があります。
- また、平成28年の児童福祉法改正により、児童福祉審議会（本市においては社会福祉審議会が相当）は子ども自身や家族から報告や意見聴取ができることとされたことを踏まえ、子どもの立場に立って支援の公正性を確保する観点から、今後本市においても意見聴取の具体的な仕組みを構築する必要があります。

(3) 今後の取組

① 明石こどもセンターの子ども支援における取組

- ・ 子どもへの支援方針の検討に当たっては、必ず子どもの意見を聴くとともに、支援の内容やその支援に至った理由を子ども自身に丁寧に説明していきます。援助方針会議や里親子応援会議など、支援方針を検討・共有する会議への子ども自身の参画の在り方についても今後検討していきます。
- ・ 子どものアドボケイトに関する研修等を積極的に受講し、子どもの意思や意見を適切に酌み取る技術の向上を図ります。

② 社会的養育における取組

- ・ 引き続き「あんしんノート」を活用し、担当の児童心理司等が子どもに直接、わかりやすく説明していきます。

③ 第三者による意見聴取の仕組みの構築

- ・ 国の調査研究³や他の自治体の事例も参考としつつ、第三者の立場にある代理人から子どもの意見を聴き、支援の主体に伝える子どもアドボケイトや、市の社会福祉審議会（児童福祉法に定める児童福祉審議会に相当）へ子どもが意見を表明できる仕組みを作るなど、子どもの意見を酌み取る多様な機会と、その意見を適切に支援に反映できるような実効ある仕組みの構築を目指します。

4 各年度における代替養育を必要とする子どもの見込み

(1) 代替養育を必要とする子どもの現状

① 本市の子ども人口に占める代替養育を必要とする子ども数（2019年（令和元年）9月1日現在）

明石市の子どものうち、さまざまな事情により家庭で暮らすことができず、乳児院、児童養護施設又は里親・ファミリーホームで暮らしている子どもは、2019年（令和元年）9月1日現在で78人おり、子ども人口に占める割合は0.157%となっています（表1）。

表1 代替養育を必要とする子ども数（単位：人）

代替養育子ども数	A	78
18歳未満人口	B	49,892
割合	C(=A/B)	0.156%

※18歳未満人口は2019年10月1日現在の住民基本台帳人口

³平成30年度厚生労働省子ども・子育て支援推進調査研究事業「子どもの権利擁護に新たに取り組む自治体にとって参考となるガイドラインに関する調査研究」（平成31年3月・三菱UFJリサーチ&コンサルティング）

② 兵庫県全体（神戸市を除く。）の子ども人口に占める代替養育を必要とする子ども数（各年度3月1日時点）

兵庫県社会的養育推進計画によれば、2013年度（平成25年度）から2017年度（平成29年度）の各年度3月1日における、兵庫県全体（神戸市を除く。）の代替養育を必要とする子ども数は表2のとおりとなっています。なお、各年度3月1日時点は、措置・委託されている子どもの数が最大数になるとされています（本市は、2019年（平成31年）4月1日に児童相談所を設置したため、それ以前の3月1日時点の本市のみの代替養育を必要とする子ども数を算出することは困難です）。

表2 兵庫県の子ども人口に占める代替養育を必要とする子ども数

（単位：人）

年度	2013年度 (H25年度)	2014年度 (H26年度)	2015年度 (H27年度)	2016年度 (H28年度)	2017年度 (H29年度)	平均
代替養育子ども数 A	1,210	1,211	1,201	1,176	1,201	1,200
18歳未満人口 B	663,571	655,487	647,412	636,592	625,772	645,767
割合 C(A/B)	0.182%	0.185%	0.186%	0.185%	0.192%	0.186%

（数値は兵庫県社会的養育推進計画より引用。各年度3月1日現在の状況）

③ 施設・里親家庭で暮らす本市の子どもの状況（2019年（令和元年）9月1日現在）

年齢区分（3歳未満・3歳から就学前・学童期以降）別、施設種別の代替養育を必要とする子ども数及びそれら区分ごとの割合は表3及び表4のとおりです。代替養育を必要とする子どものうち、里親家庭・ファミリーホーム（FH）で暮らしている子どもの割合を里親委託率といいます。本市では全年齢区分計で18人の子どもが里親家庭・ファミリーホームで暮らしており、里親委託率は23.1%となっています。

表3 代替養育を必要とする子ども数（単位：人）

	乳児院	児童養護施設	里親+FH		合計
			里親	FH	
3歳未満	2	2	2	0	6
3歳～就学前	1	13	3	1	17
学童期以降	0	42	13	2	55
合計	3	57	18	3	78

表4 措置・委託率

	乳児院	児童養護施設	里親+FH		合計
			里親	FH	
3歳未満	33.3%	33.3%	33.3%	0.0%	100.0%
3歳～就学前	5.9%	76.5%	17.6%	5.9%	100.0%
学童期以降	0.0%	76.4%	23.6%	3.6%	100.0%
合計	3.8%	73.1%	23.1%	3.8%	100.0%

(2) 代替養育を必要とする子ども数の見込み

兵庫県全体（神戸市を除く。）の子ども人口に占める代替養育を必要とする子ども数の割合、明石市の18歳未満人口の割合を基に、代替養育を必要とする子ども数を見込みます。

明石市の人口は今後10年、300,000人で推移するものとします。

兵庫県全体（神戸市を除く。）の子ども人口に占める代替養育を必要とする子ども数の割合の2013年度（平成25年度）から2017年度（平成29年度）までの平均値は0.186%です（表2参照）。

また、明石市の人口に占める18歳未満人口の割合の2013年度（平成25年度）から2017年度（平成29年度）までの平均値は16.6%となっています（表5参照）。

来年度から10年間、本市の人口が300,000人と横ばいで推移した場合、18歳未満人口は全人口300,000人に過去の18歳未満人口の割合の平均（16.6%）を乗じて、49,937人で推移すると見込みます。本市の18歳未満人口の推計値（49,937人）に、過去の兵庫県全体の18歳未満人口に占めるの代替養育を必要とする子ども数の割合の平均値（0.186%）を乗じて、本市の代替養育を必要とする子どもの数を93人と見込みます（表6参照）。

表2〔再掲〕 兵庫県の子ども人口に占める代替養育を必要とする子ども数

（単位：人）

年度	2013年度 (H25年度)	2014年度 (H26年度)	2015年度 (H27年度)	2016年度 (H28年度)	2017年度 (H29年度)	平均
代替養育子ども数 A	1,210	1,211	1,201	1,176	1,201	1,200
18歳未満人口 B	663,571	655,487	647,412	636,592	625,772	645,767
割合 C(=A/B)	0.182%	0.185%	0.186%	0.185%	0.192%	0.186%

（数値は兵庫県社会的養育推進計画より引用。各年度3月1日現在の状況）

表5 明石市の人口に占める18歳未満人口の割合（単位：人）

年度	2013年度 (H25年度)	2014年度 (H26年度)	2015年度 (H27年度)	2016年度 (H28年度)	2017年度 (H29年度)	平均
18歳未満人口 A	49,970	49,642	49,485	49,199	49,198	49,499
明石市の人口 B	296,211	296,720	297,341	297,693	298,878	297,369
割合 C(=A/B)	16.9%	16.7%	16.6%	16.5%	16.5%	16.6%

※人口は各年度4月1日時点の住民基本台帳人口

表6 代替養育を必要とする子ども数の見込み（単位：人）

年度	2020年度 (令和2年度)	2024年度 (令和6年度)	2029年度 (令和11年度)
明石市人口(推計) ※1	300,000	300,000	300,000
18歳未満人口(推計) ※2	49,937	49,937	49,937
代替養育子ども数(推計) ※3	93	93	93

※1 人口は300,000人で推移すると仮定

※2 各年度の人口に過去5年の18歳未満人口割合の平均値(16.6%)を乗じたもの

※3 18歳未満人口に兵庫県の過去5年の子ども人口に占める代替養育を必要とする子ども数の割合の平均(0.186%)を乗じたもの

(3) 里親養育を必要とする子ども数及び里親委託率の見込み

① 施設入所期間に着目して望ましい措置・委託先を検討した場合

2019年(令和元年)9月1日現在、乳児院又は児童養護施設で暮らしている子どものうち、次のアからエのいずれかに該当する子どもについては、里親委託を検討すべき子どもとします。当該子どもがすべて里親委託された場合の年齢区分別・施設等種類別の分布率に基づき、里親養育を必要とする子ども数及び里親委託率(代替養育を必要とする子どものうち、里親・ファミリーホーム(FH)に委託される子ども数の割合。以下同じ。)を推計すると、表7のとおりとなり、里親委託率は、全年齢区分計で72.0%となります(算出過程はp24の資料1参照)。

- ア 乳児院に半年以上措置されている乳幼児(3歳未満の子ども)
- イ 児童養護施設に入所する子どもで乳児院から措置変更された乳幼児
- ウ 児童養護施設に1年以上措置されている乳幼児

- エ 児童養護施設に3年以上措置されている学童期以降の子ども

表7 年齢区分別・施設等種類別の子ども数の見込み(単位:人)

	乳児院	児童養護施設	里親+FH			合計
			里親	FH		
3歳未満	0	0	7	7	0	7
3歳~就学前	0	6	14	13	1	20
学童期以降	0	20	46	43	3	66
合計	0	26	67	63	4	93

表8 年齢区分別の里親委託率(推計)(表7に対応)

	乳児院	児童養護施設	里親+FH			合計
			里親	FH		
3歳未満	0.0%	0.0%	100.0%	100.0%	0.0%	100.0%
3歳~就学前	0.0%	30.0%	70.0%	65.0%	5.0%	100.0%
学童期以降	0.0%	30.3%	69.7%	65.2%	4.5%	100.0%
合計	0.0%	28.0%	72.0%	67.7%	4.3%	100.0%

② 子どものケアニーズに着目して望ましい措置・委託先を検討した場合

2019年(令和元年)9月1日現在、乳児院又は児童養護施設で暮らしている子どもについて、次のアからキのいずれのケアニーズに該当するかを検討します。この場合、「キ ア~カのいずれにも該当せず、里親委託を検討する必要がある」に該当する子どもがすべて里親委託された場合の年齢区分別・施設等種類別の分布率に基づき、里親養育を必要とする子ども数及び里親委託率を推計すると表9のとおりとなり、里親委託率は、全年齢区分計で65.6%となります(算出過程はp26の資料2参照)。のとおり。

- ア 子ども自身が里親委託を望んでいないので施設でのケアが適切と考えられる

- イ 発達上の支援課題（障害等）を考慮すると施設でのケアが適切と考えられる
- ウ 医療的ケア上の課題を考慮すると施設でのケアが適切と考えられる
- エ 心理的課題（家庭環境への拒否等）を考慮すると施設でのケアが適切と考えられる
- オ 家庭復帰を予定しているため里親委託に変更するよりは、引き続き施設でのケアが適切と考えられる
- カ ア～オ以外の理由により施設でのケアが適切と考えられる
- キ ア～カのいずれにも該当せず、里親委託を検討する必要がある

表 9 年齢区分別・施設等種類別の子ども数の見込み（単位：人）

	乳児院	児童養護施設	里親+FH		合計	
			里親	FH		
3歳未満	0	1	6	6	0	7
3歳～就学前	1	5	14	13	1	20
学童期以降	0	25	41	38	3	66
合計	1	31	61	57	4	93

表 10 年齢区分別の里親委託率（推計）（表 9 に対応）

	乳児院	児童養護施設	里親+FH		合計	
			里親	FH		
3歳未満	0.0%	14.3%	85.7%	85.7%	0.0%	100.0%
3歳～就学前	5.0%	25.0%	70.0%	65.0%	5.0%	100.0%
学童期以降	0.0%	37.9%	62.1%	57.6%	4.5%	100.0%
合計	1.1%	33.3%	65.6%	61.3%	4.3%	100.0%

（4）今後目標とする里親委託率

上記（3）のとおり、①施設入所期間に着目した場合と、②子どものケアニーズに着目した場合の2通りの考え方で、里親養育を必要とする子ども数及び里親委託率を見込みましたが、実際に措置・委託先を検討するに当たっては、子どもの施設入所期間も1つの検討要素となるものの、子ども一人ひとりにとって望ましい養育環境は、子どもの思い、状況、特性に応じて個別に判断されるべきであることから、②子どものケアニーズに着目した推計を指標として、今後里親家庭の確保や里親委託の推進を図っていくこととします。ただし、就学前の時期については、愛着形成の上で特に重要な時期であり、年長児と比べ、家庭環境への拒否感を持ちづらいつと考えられることから、推計上の里親委託率に関わらず、すべての子どもを里親家庭に委託できることを目標に、里親家庭の確保・養育力の向上に取り組んでいくこととします。

表 11 ケアニーズを考慮しつつ、就学前のすべての子どもを里親委託した場合の年齢区分別・施設等種類別の子ども数の見込み（単位：人）

	乳児院	児童養護施設	里親+FH		合計	
			里親	FH		
3歳未満	0	0	7	7	0	7
3歳～就学前	0	0	20	19	1	20
学童期以降	0	25	41	38	3	66
合計	0	25	68	64	4	93

表 12 年齢区分別の里親委託率（推計）（表 11 に対応）

	乳児院	児童養護施設	里親+FH		合計	
			里親	FH		
3歳未満	0.0%	0.0%	100.0%	100.0%	0.0%	100.0%
3歳～就学前	0.0%	0.0%	100.0%	95.0%	5.0%	100.0%
学童期以降	0.0%	37.9%	62.1%	57.6%	4.5%	100.0%
合計	0.0%	26.9%	73.1%	68.8%	4.3%	100.0%

（5）ショートステイ事業を利用する子どもの見込み

子どもの保護者が出産、急病、育児疲れなどの理由で一時的に養育ができない場合に、里親・ファミリーホーム、乳児院又は児童養護施設で子どもを受け入れ、短期間養育する事業として、子育て短期支援事業（以下「ショートステイ事業」といいます。）があります。ショートステイ事業は、ショートステイとトワイライトステイの2種類の受け入れ形態があり、ショートステイは宿泊を伴い、1回の利用につき原則7日以内、1年間につき28日を限度に受け入れを行い、トワイライトステイは平日の夜間、休日等に保護者が不在となる数時間受け入れを行います。

今後、里親家庭の確保等、社会的養育の体制を整備していく上で、ショートステイ事業において短期間の養育が必要となる子ども数にも留意する必要があります。

表 13 のとおり、ショートステイ事業の利用延日数（人日）は年々増加し、その半分程度を里親家庭で受け入れている状況です。

また、この傾向等を踏まえ、第2期計画においては、今後5年間の利用ニーズ（量の見込み）を年間1,276人日と見込んでいます。

表 13 ショートステイ及びトワイライトステイの利用延日数 (単位：人日)

		2015年度 (平成27年度)	2016年度 (平成28年度)	2017年度 (平成29年度)	2018年度 (平成30年度)
2歳未満		69	81	171	215
	(うち里親)	(8) (11.6%)	(29) (35.8%)	(91) (53.2%)	(119) (55.3%)
2歳以上		228	269	434	666
	(うち里親)	(166) (72.8%)	(211) (78.4%)	(223) (51.4%)	(311) (46.7%)
合計		297	350	605	881
	(うち里親)	(174) (58.6%)	(240) (68.6%)	(314) (51.9%)	(430) (48.8%)

表 14 ショートステイ事業の量の見込み及び確保方策 (単位：人日)

	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)
量の見込み	1,276	1,276	1,276	1,276	1,276
確保方策	1,276	1,276	1,276	1,276	1,276

5 里親委託の推進に向けた取組

(1) 基本的考え方

本市は「あかし里親 100%プロジェクト」を掲げ、全 28 小学校区に里親家庭があることと、就学前の里親を必要とするすべての子どもが里親家庭で暮らすことができる体制の整備を目指し、児童相談所設置前から里親推進に取り組んできました。

全小学校区への里親配置は、ショートステイ事業を利用する子どもも含め、里親家庭で養育される子どもが、それまで通学していた学校に引き続き通うことができるなど、できるだけ今までのどおりの生活を続けられる環境づくりを目指すものです。

また、特に就学前の子どもについては、家庭と同様の環境で特定の大人が関わって養育されることが、成長発達のために極めて重要であり、また、学童期の子どもについても、子ども自身が家庭に対する拒否感を強く持っている場合等を除いては、家庭と同様の環境で養育されることが望まれます。

里親を必要とするすべての子どもが里親家庭で養育できるよう、数の確保を図ることはもちろん、障害や発達上の特性を有する子どもであっても、地域の家庭で暮らすことができるよう、里親の養育力の向上を図るとともに、地域みんなで里親家庭を支える体制を構築していきます。

また、里親と子どもの丁寧なマッチング、子どもの支援方針を検討する際の里

親の参画、里親委託後のきめ細かい支援等を行うことにより、不調ゼロを目指していきます。

(2) 本市の里親家庭の現状と課題

① 里親家庭数の推移

本市は児童相談所設置を見据え、2017年度（平成29年度）から「あかし里親100%プロジェクト」を掲げ、里親を増やし、支援する取組を行ってきました。また、2019年8月からは、養育里親のうち、1週間以内の短期間の受け入れを専門とする里親を「ショートステイ里親」と位置づけてリクルートを行っているところです。

取組開始からこれまでの里親家庭数の推移は以下のとおりです。

表15 里親家庭数の推移（単位：組）

	2017年度末	2018年度末	2019年9月1日	2019年度末(見込)
養育里親	19	31	33	40
専門里親(※)	1	1	1	1
親族里親	4	4	3	2
合計	24	36	37	43

② 子どもを受け入れている里親家庭数

登録里親のうち、2019年（令和元年）9月1日現在で児童福祉法に基づく里親委託を受け、子どもを受け入れている里親家庭数の状況は以下のとおりであり、養育里親については、登録里親数に占める現に子どもを受託している里親数の割合（以下「受託率」という。）は18.2%となっています。

表16 受託率の現状

	受託里親	受託率(※)
養育里親	6	18.2%
専門里親(FH)	1	100.0%
親族里親	3	100.0%
合計	10	27.0%

※登録里親数に占める現に子どもを受託している里親の割合

③ 里親家庭が受け入れている子ども数

②の里親家庭が受け入れている子ども数及び里親家庭1家庭当たりの平均受入れ子ども数は以下のとおりです。

表 17 里親家庭が受け入れている子ども数の状況

	受入れ子ども数	平均受入れ子ども数
養育里親	8	1.3
専門里親(FH)	3	3.0
親族里親	7	2.3
合計	13	1.8

(3) 里親等への委託子ども数及び里親必要数の見込み

「4の(4) 今後目標とする里親委託率」で示したとおり、子どものケアニーズを考慮しつつ、就学前のすべての子どもを里親委託した場合に今後必要となる里親家庭数を見込みます。

- ・ 里親を必要とする子どもの見込み数は 68 人（3歳未満7人、3歳～就学前20人、学童期以降41人）となります。
- ・ 直近の養育里親の平均受入れ子ども数は1.3人です。
- ・ 10年後には里親を必要とする子ども数に対して十分な登録里親数が確保されていることを目標として、受託率及び登録里親数を段階的に引き上げていった場合の5年後及び10年後里親委託率等は以下のとおりとなります。
- ・ なお、計画最終年度の受託率は50.0%としていますが、受託率がそれよりも低くなる場合は、より多くの登録里親数が必要となります。

ア 3歳未満

表 18 必要となる里親家庭数（3歳未満）

	2019年度	2024年度	2029年度
代替養育を必要とする子ども数(全体) ①	7	7	7
里親を必要とする子ども数 ②	7	7	7
登録里親数(目標) ③	4	8	11
受託率 ④	20.0%	35.0%	50.0%
受託里親数 ⑤ (③*④)	1	3	6
受入れ子ども数 ⑥ (⑤*1.3人)	1	4	7
里親委託率 ⑦ (⑥/①)	14.3%	57.1%	100.0%

イ 3歳～就学前

表 19 必要となる里親家庭数（3歳～就学前）

	2019年度	2024年度	2029年度
代替養育を必要とする子ども数(全体) ①	20	20	20
里親を必要とする子ども数 ②	20	20	20
登録里親数(目標) ③	13	22	31
受託率 ④	20.0%	35.0%	50.0%
受託里親数 ⑤ (③*④)	3	8	16

受入れ子ども数	⑥ (⑤*1.3人)	4	10	20
里親委託率	⑦ (⑥/①)	20.0%	50.0%	100.0%

ウ 学童期以降

表 20 必要となる里親家庭数（学童期以降）

		2019 年度	2024 年度	2029 年度
代替養育を必要とする子ども数（全体）	①	66	66	66
里親を必要とする子ども数	②	41	41	41
登録里親数（目標）	③	26	45	63
受託率	④	20.0%	35.0%	50.0%
受託里親数	⑤ (③*④)	5	16	32
受入れ子ども数	⑥ (⑤*1.3人)	7	20	41
里親委託率	⑦ (⑥/①)	10.6%	30.3%	62.1%

エ 全年齢区分計

表 21 必要となる里親家庭数（全年齢区分計）

		2019 年度	2024 年度	2029 年度
代替養育を必要とする子ども数（全体）	①	93	93	93
里親を必要とする子ども数	②	68	68	68
登録里親数（目標）	③	43	75	105
受託率	④	20.0%	35.0%	50.0%
受託里親数	⑤ (③*④)	9	27	54
受入れ子ども数	⑥ (⑤*1.3人)	12	34	68
里親委託率	⑦ (⑥/①)	12.9%	36.6%	73.1%

(4) フォスタリング業務の実施体制

明石こどもセンターは、中核市が設置する児童相談所として、関係機関や地域と直接顔の見える関係で連携し、それぞれの子どもと子育て家庭の状況に応じて、より早く、適切な支援を行いやすい体制となっています。そのメリットを活かし、明石こどもセンターがフォスタリング機関として主体的に里親関係業務を担い、子どもと里親家庭に対するきめ細かい支援を展開していきます。

一方で、今後里親家庭の増加が見込まれることや、明石こどもセンター以外にもさまざまな相談支援の窓口が開かれていることが里親家庭にとって望ましいと考えられることから、明石こどもセンターと地域の関係機関が適切な役割分担と連携の下にフォスタリング業務を展開していきます。このような役割分担や連携の在り方については、市と関係機関により構成する「あかし里親推進連絡会議」の場で不断に点検していくこととします。

当面、各関係機関は以下のような業務を担っていきます。

- ① 明石こどもセンター（さとおや課）
 - ・ 里親等の家庭養育推進を専門に担う「さとおや課」において、一連のフオスタリング業務を総合的に担い、関係機関との調整を図る。
- ② あかし里親センター
 - ・ 里親制度の継続的な普及啓発及びリクルート業務
 - ・ 里親登録にかかる研修
 - ・ 里親、里親登録を希望する方、その他里親に関心を有する市民への相談対応
 - ・ 里親の養育技術の向上に資する研修等
 - ・ ボランティア里親活動への支援
- ③ 児童養護施設カーサ汐彩（里親支援専門相談員）
 - ・ 里親登録を希望する方と子どもとの交流支援
 - ・ 里親支援専門相談員を置く施設として、家庭訪問等による里親家庭への支援
 - ・ 里親の養育技術向上のための実習等への協力
 - ・ 里親と子どものマッチング支援
 - ・ ショートステイ事業の実施
- ④ 明石乳児院（里親支援専門相談員）
 - ・ 里親登録を希望する方と子どもとの交流支援
 - ・ 里親支援専門相談員を置く施設として、家庭訪問等による里親家庭への相談支援
 - ・ 里親の養育技術向上のための実習等への協力
 - ・ 里親と子どものマッチング支援
 - ・ ショートステイ事業の実施
- ⑤ 児童家庭支援センター（今後設置予定）
 - ・ 里親家庭に対する相談支援
 - ・ 里親と子どものマッチング支援
 - ・ 社会的養育を受ける子どもに対する自立支援
 - ・ 親子の再統合に向けた支援
- ⑥ 明石地区里親会
 - ・ 里親制度の普及啓発
 - ・ 里親サロンの開催等による、里親家庭どうしの交流、養育技術にかかる相互の研鑽
 - ・ レスパイト等による相互の養育援助
- ⑦ 兵庫県や神戸市との連携
 - ・ 管轄地域をまたいだ里親委託等にかかる協力・連携

（５）今後の取組

- （４）の関係機関が連携・協働するとともに、各校区のまちづくり協議会、民

生児童委員協議会、ボランティア団体等の協力を得ながら、一連のフォスタリング業務を以下のとおり実施していきます。

① 里親のリクルート及びアセスメント

- ・ 市の広報紙・ホームページ・SNS、ポスターの掲出、チラシの自治会回覧等、さまざまな媒体を活用した継続的な啓発
- ・ 原則月に1回、市民向けの里親相談会を開催。地域に出かけていく出張説明会や出前講座等も開催
- ・ 明石地区里親会、明石乳児院、児童養護施設カーサ汐彩等の協力による里親体験サロンの開催
- ・ 地域の方が市内の里親を囲んで和やかな雰囲気ですり親養育について話を聴く里親カフェの開催
- ・ 市内の企業、商店等の協力による啓発 など

② 登録前、登録後及び委託後における里親に対する研修

- ・ 里親登録にかかる研修の実施（基礎・登録前）
- ・ 研修受講に係る費用への支援
- ・ 里親家庭のニーズに応じた勉強会等の開催による養育技術の向上
- ・ 市内のベテラン里親の知見・経験の共有と伝承に資する取組 など

③ 子どもと里親家庭とのマッチング

- ・ 里親子応援会議の開催による里親家庭と関係機関による援助方針の策定・共有
- ・ 明石乳児院、児童養護施設カーサ汐彩、児童家庭支援センター等の協力による委託前交流支援
- ・ マッチング期間中の費用に対する里親家庭への支援 など

④ 里親養育への支援

- ・ 里親支援専門相談員による相談支援
- ・ 施設や里親相互によるレスパイトケア
- ・ 里親家庭に対する養育・家事支援
- ・ 初めて子どもを受け入れる際に必要な費用に対する支援 など

⑤ 委託解除後の子どもと里親家庭への支援

- ・ 親子の再統合に向けた支援
- ・ 委託解除時の里親に対するきめ細かいフォロー
- ・ 里子の進学・就職にかかる支援

6 特別養子縁組等の推進のための支援体制の構築に向けた取組

(1) 基本的な考え方

特別養子縁組は、実家庭で養育できない子どもや、家庭復帰に努力をしても実家庭に戻ることが困難な代替養育を受けている子どもにとって、永続的に家庭養育を保障する有力・有効な選択肢であり、対象となる子どもへの支援として優先

的に検討していきます。

また、特別養子制度の利用を促進するため、2019年（令和元年）6月に民法等の一部が改正され、特別養子制度の対象年齢が拡大されるとともに、家庭裁判所の手続きを合理化して養親候補者の負担軽減が図られることとなり、今後、このような制度改正に適切に対応していきます。

（2）現状と課題

- 兵庫県（神戸市を除く。）における特別養子縁組の年度別成立状況は表22のとおりとなっています。

表22 兵庫県における特別養子縁組の年度別成立件数（単位：人）

年度	2014	2015	2016	2017	2018	2019※
成立件数	5	2	10	11	9	5

（兵庫県社会的養育推進計画より引用）

※ 2019年度は上半期（4月～9月の実績）

- 特別養子縁組を必要とする子どもを把握する取組として、出産後の養育に強い不安を感じる妊婦、いわゆる特定妊婦については、要保護児童対策地域協議会の枠組みで医療機関や子育て世代包括支援センターと明石こどもセンターが連携して対応し、出産後の養育が困難な場合は、社会的養育を検討することとしています。
- また、代替養育を受けている子どもについて、今後も保護者による養育が困難な状況で、保護者が特別養子縁組することに同意した場合は、将来的な特別養子縁組を見据え、養子縁組里親として登録している方への里親委託を検討することとしています。
- 養子縁組は、児童相談所のほか、民間の養子縁組あっせん機関があっせんする場合があります。本市所管の養子縁組民間あっせん機関はありませんが、県内で長年養子縁組推進の活動をしている公益社団法人家庭養護促進協会（神戸市）の「愛の手運動」と連携し、子どもと養親をつなぐ機会を拡げています。
- 特別養子縁組の対象になりうる子どもについては、養子縁組を希望する養育里親とのマッチングを、段階を踏んで丁寧に進め、養親候補者に対する法的手続きにかかる支援を明石こどもセンターが行うこととしています。

（3）今後の取組

- 妊娠・出産に悩みを抱える妊産婦等に対する効果的な情報提供や相談対応の在り方について、関係者の意見を聴きながら検討し、できるだけ早期に実施していきます。
- 医療機関、子育て世代包括支援センター等と連携し、予期せぬ妊娠に悩む妊婦等を早期に把握し、支援につなげていきます。
- 改正後の民法等の施行により、特別養子縁組の対象となる子どもの上限年齢

の引き上げ（特別養子縁組の成立の審判の申立ての時、原則6歳未満を15歳未満に引き上げ）や家庭裁判所への申立て手続きの変更が図られることに伴う国や家庭裁判所の制度運用にかかる動向等を踏まえ、新たな特別養子縁組・養子縁組制度を適切に周知していきます。

- 養子縁組成立前及び成立後の児童相談所による支援、養親どうしの交流等、養子縁組家庭に対する支援の在り方について、国の動向等も踏まえるとともに、関係者の意見を聴きながら検討し、できるだけ早期に実施していきます。
- 明石こどもセンター職員が養子縁組あっせん機関向け研修を積極的に受講することなどを通し、養子縁組にかかる実親との調整、家庭裁判所への申立て手続き、養子となる子どもと養親候補者とのマッチング手法など、支援技術の向上を図っていきます。
- 養子縁組の推進は広域的な対応が必要となることから、兵庫県、神戸市、公益社団法人家庭養護促進協会等と緊密に連携を図っていきます。

7 社会的養育推進のための施設との連携

(1) 基本的な考え方

現在、市内には、社会的養育に係る施設として、乳児院、児童養護施設、児童心理治療施設（県立）及び児童自立支援施設（県立）が設置されています。今後も、社会的養育を必要とする子ども一人ひとりにとって望ましい養育を確保していくため、これらの市内の施設に加え、兵庫県、神戸市等と調整の上、市外の施設とも連携していきます。

市が所管する施設として、明石乳児院と児童養護施設カーサ汐彩がありますが、各施設には、本市の子どもだけでなく、市外の子どもも多数暮らしています。したがって、今後、家庭養育の推進に伴って、各施設でどれくらいの子どもの受け入れていくか、どのような機能を発揮していくかといった施設の今後の在り方については、本市単独ではなく、広域的に捉え、検討していく必要があります。このため、市内の施設については、兵庫県が策定する兵庫県社会的養育推進計画における県内全体（神戸市を除く。）の施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組の計画を十分に踏まえて対応していきます。

また、「5 里親委託の推進に向けた取組」で示したように、フォスタリング業務の各段階で、専門性を有する施設と連携し、家庭養育を推進していきます。

(2) 現状と課題

- 明石乳児院及び児童養護施設カーサ汐彩には里親支援専門相談員が各1名配置されており、里親家庭への相談支援業務等、フォスタリング業務を担っています。今後、里親家庭の増に伴い、その役割や業務量も増していくことが予想されます。
- 施設においては、市の委託を受け、ショートステイ事業、子育て相談ダイヤ

ル・こども相談ダイヤル、在宅で支援を必要とする子どもへの訪問支援など、地域の子育て家庭を支援するさまざまな事業を実施しています。ショートステイ事業の利用者が年々増加するなど、その役割はますます高まっています。

(3) 今後の取組

- 明石乳児院及び児童養護施設カーサ汐彩の里親支援専門相談員と連携し、フォスタリング業務の充実を図っていきます(具体的な取組は5に記載)。また、今後、里親家庭数の増などを踏まえて、施設における里親支援の実施体制について検討していきます。
- 施設の多機能化として、施設の専門性を活かし、24時間子育て相談ダイヤル・こども相談ダイヤル事業、支援を必要とする家庭へのアウトリーチ支援事業、ショートステイ事業の充実を図っていきます。
- 施設が有する親子訓練室などの設備を活かした親子関係の調整や社会的養護から家庭復帰する際の調整など、機能の充実を検討していきます。

8 社会的養育の子どもの自立支援の推進に向けた取組

(1) 基本的考え方

社会的養育を受ける子どもが、自分自身で将来進む道を決定し、自立していくため、心理的なケア、自立に必要な情報の提供、社会生活上の訓練などの支援を、できるだけ早い時期から行う必要があります。特に里親家庭については、各家庭で自立支援のノウハウの蓄積が乏しいと考えられるため、明石こどもセンターや支援機関が里親家庭に対して積極的に情報提供を行うことが必要です。

また、年長に至ってから社会的養育が必要となる子どももおり、そのような子どもに対する支援も充実させていく必要があります。

(2) 現状と課題

- 個々の子どもの年齢等に応じて自立に向けた支援を行っていますが、体系的な取組の確立には至っていないのが現状です。
- 市内には自立援助ホーム⁴がなく、義務教育年齢を超えた比較的年長の子どもの受け入れ体制や支援に課題があります。

(3) 今後の取組

- 自立支援コーディネーターを配置して、施設や里親家庭を離れた後の生活等を考慮した支援計画を策定し、自立支援を行う社会的養護自立支援事業⁵(国

⁴ 義務教育を終了し、何らかの理由で家庭にいられない子ども等を受け入れ、社会的な自立を促していく場

⁵ 里親等への委託や、児童養護施設等への施設入所措置を受けていた者で18歳(措置延長の場合は20歳)到達により措置解除された者のうち、自立のための支援を継続して行うことが適当な場合について、原則

庫補助事業)の効果的な実施方法を検討し、早期に実施していきます。

- 市内における自立援助ホームの設置に向け、関係者と調整を図っていきます。

9 一時保護の在り方

(1) 基本的な考え方

一時保護は、子どもの安全の迅速な確保、適切な保護を行い、子どもの心身の状況、置かれている環境などの状況を把握するために行うものであり、虐待を受けた子どもや非行の子ども、養護を必要とする子ども等の最善の利益を守るために行われるものです。

虐待通告を受けたときなど、一時保護を検討すべき子どもについては、速やかに必要な調査を行った上、明確な基準により躊躇なく一時保護を行っていきます。

また、国の「一時保護ガイドライン」⁶に基づき、一時保護した子どもの権利を守り、安全・安心に生活できるよう適切な支援を行っていきます。

(2) 一時保護の現状と課題

- 一時保護は、市の一時保護所において実施する場合と、施設や里親等へ委託して一時保護委託として実施する場合があります。
- 兵庫県（神戸市を除く。）において一時保護を行った子ども数の推移は表 23 とおりであり、増加傾向にあります。

表 23 一時保護した子ども数の推移（兵庫県）（単位：件）

	2013年度 (H25年度)	2014年度 (H26年度)	2015年度 (H27年度)	2016年度 (H28年度)	2017年度 (H29年度)
一時保護所	595	691	662	679	674
一時保護委託	496	542	503	675	908
合計	1,091	1,233	1,165	1,354	1,582

※福祉行政報告例による。前年度継続の一時保護子ども数を含む。

- 本市の一時保護所においては、原則個室対応、通学できる子どもは在籍校へ通学するなど、できるだけ家庭での当たり前の生活が保障されるよう配慮した一時保護を行っています。
- また、保護した子どもに対しては、一時保護期間中の生活のことや、伝えたいことがあればいつでも職員等に伝えることができること（子どもの権利擁護）等について、年齢に応じて丁寧に説明することとしています。

(3) 今後の取組

- 「一時保護ガイドライン」に基づき、適切な一時保護を行い、一時保護期間

22歳に達する日の属する年度の末日まで、個々の状況に応じて引き続き必要な支援を実施することなどにより、将来の自立に結びつけることを目的とする事業。

⁶ 平成30年7月6日付け厚生労働省子ども家庭局長通知。一時保護に関して指摘されている問題解決に向け、自治体や関係者が進むべき方針を共有し、一時保護を適切に行い、実効ある見直しを進めることを目的として示された指針。

中は、子どもの権利を擁護し、できるだけ普段通りの生活に配慮して、適切な支援を行っていきます。

10 明石こどもセンターの運営

(1) 基本的考え方

明石こどもセンターは、市町村業務としての子どもに関する相談や要支援・要保護児童に対する支援業務を担うとともに、児童相談所業務としての子どもに対する専門的な支援業務を一体的に担い、本市の子ども支援の中核機関として、総合的かつ迅速・最適な支援を行っていきます。

その役割を果たすため、児童福祉司、児童心理司、弁護士、医師、保健師などの専門性の高い職員を配置するとともに、支援に当たる職員の支援技術の向上を常に図っていきます。

家庭養育の推進に関しては、「さとおや課」が関連業務を専ら担い、里親を増やす取組から、里親家庭への支援まで、重点的かつきめ細かく対応していきます。

(2) 現状と課題

- 市町村子ども家庭総合支援拠点⁷としての機能と児童相談所としての機能を一体的に行う機関として、両機能を十分に発揮し、一人ひとりの子どもに寄り添った支援を行う観点から、国基準を大幅に上回る職員を配置していますが、職員一人当たりの業務負担は大きい状況です。
- 常勤弁護士の複数配置、医師の常駐化により、常に専門的視点の入ったアセスメントとケースワークを実施しています。
- 職員には一定の経験のある職員を配置していますが、最新の知識を持ち、子どもの声を聴き取り、子ども一人ひとりに寄り添った支援をするケースワーク力や、地域の関係機関をコーディネートして、子どもと家庭を支援していくソーシャルワーク力が求められ、今後も資質向上に向けた研鑽が必要です。
- 「さとおや課」を設置し、関係機関と連携しつつ、一連のフォスタリング業務を担い、里親家庭が子どもを受け入れる際は、里親と支援に当たる関係機関が子どもへの支援方針を協議する「里親子応援会議」を開催するなど、きめ細かい支援を行っていますが、今後の里親家庭の増加に伴って、支援の質の確保を図っていく必要があります。

(3) 今後の取組

- 子ども支援を通じて得た知見を積み上げつつ、業務の効率化と支援力の継続的な向上を図っていきます。

⁷子どもとその家庭や妊産婦等を対象に、実情の把握、子ども等に関する相談全般から通所・在宅支援を中心としたより専門的な相談対応や必要な調査、訪問等による継続的なソーシャルワーク業務まで行う機能を担う拠点として市町村が設置するもの

- 西日本こども研修センターあかし⁸における研修を積極的に受講するほか、内部研修も行い、職員ひとり一人の資質向上を不断に図っていきます。また、明石こどもセンターの子ども支援の実践を西日本こども研修センターあかしの研修企画に活かしていくことにより、相乗効果を発揮していきます。

⁸ 厚生労働省の「虐待・思春期問題情報研修センター事業」として、虐待問題等対応機関の職員に対して専門的な研修を実施する機関。2019年4月に明石市に設置され、一般財団法人あかしこども財団が運営している。

資料 1

入所期間に着目した推計値の算出方法について

1. 令和元年9月1日時点における代替養育を必要とする子ども数

	乳児院	児童養護施設	里親+FH		合計
			里親	FH	
3歳未満	2	2	2	0	6
3歳～就学前	1	13	3	1	17
学童期以降	0	42	13	2	55
合計	3	57	18	3	78

2. 施設入所している子どものうち、里親委託が必要な子ども数(※)

	乳児院	児童養護施設	合計
3歳未満	2	2	4
3歳～就学前	1	8	9
学童期以降	0	25	25
合計	3	35	38

※施設入所している子どもであって次のア～エのいずれかに該当するもの

- ア 乳児院に半年以上措置されている乳幼児
- イ 児童養護施設に入所する子どもで乳児院から措置変更された乳幼児
- ウ 児童養護施設に1年以上措置されている乳幼児
- エ 児童養護施設に3年以上措置されている学童期以降の子ども

3. 2を反映させた場合の代替養育を必要とする子ども数(※)

	乳児院	児童養護施設	里親+FH		合計
			里親	FH	
3歳未満	0	0	6	0	6
3歳～就学前	0	5	12	1	17
学童期以降	0	17	38	2	55
合計	0	22	56	3	78

※2で算出した数を1の乳児院及び児童養護施設の子どもの数から減じ、里親委託子ども数に加える

●年齢区分別・施設種別の分布率

	乳児院	児童養護施設	里親+FH		合計
			里親	FH	
3歳未満	0.0%	0.0%	7.7%	0.0%	7.7%
3歳～就学前	0.0%	6.4%	15.4%	1.3%	21.8%
学童期以降	0.0%	21.8%	48.7%	2.6%	70.5%
合計	0.0%	28.2%	71.8%	3.8%	100.0%

4. 代替養育を必要とする子ども数の推計値93人に3の分布率を反映

	乳児院	児童養護施設	里親+FH		合計	
			里親	FH		
3歳未満	0	0	7	7	0	7
3歳～就学前	0	6	14	13	1	20
学童期以降	0	20	46	43	3	66
合計	0	26	67	63	4	93

●措置・委託率

	乳児院	児童養護施設	里親+FH		合計	
			里親	FH		
3歳未満	0.0%	0.0%	100.0%	100.0%	0.0%	100.0%
3歳～就学前	0.0%	30.0%	70.0%	65.0%	5.0%	100.0%
学童期以降	0.0%	30.3%	69.7%	65.2%	4.5%	100.0%
合計	0.0%	28.0%	72.0%	67.7%	4.3%	100.0%

資料 2

ケアニーズに着目した推計値の算出方法について

1. 令和元年9月1日時点における代替養育を必要とする子ども数

	乳児院	児童養護施設	里親+FH		合計
			里親	FH	
3歳未満	2	2	2	0	6
3歳～就学前	1	13	3	1	17
学童期以降	0	42	13	2	55
合計	3	57	18	3	78

2. ケアニーズ(次のア～キ)別の子ども数

- ア 子ども自身が里親委託を望んでいないので施設でのケアが適切と考えられる
- イ 発達上の支援課題(障害等)を考慮すると施設でのケアが適切と考えられる
- ウ 医療的ケア上の課題を考慮すると施設でのケアが適切と考えられる
- エ 心理的課題(家庭環境への拒否等)を考慮すると施設でのケアが適切と考えられる
- オ 家庭復帰を予定しているため里親委託に変更するよりは、引き続き施設でのケアが適切と考えられる
- カ ア～オ以外の理由により施設でのケアが適切と考えられる
- キ ア～カのいずれにも該当せず、里親委託を検討する必要がある

●3歳未満

	乳児院	児童養護施設	里親+FH		合計
			里親	FH	
オ	0	1	0	0	1
キ	2	1	2	0	5
合計	2	2	2	0	6

●3歳～就学前

	乳児院	児童養護施設	里親+FH		合計
			里親	FH	
イ	0	3	0	0	3
オ	1	1	0	0	2
キ	0	9	3	1	12
合計	1	13	3	1	17

●学童期以降

	乳児院	児童養護施設	里親+FH		合計
			里親	FH	
イ	0	11	0	0	11
オ	0	1	0	0	1
カ	0	9	0	0	9
キ	0	21	13	2	34
合計	0	42	13	2	55

3. 施設で暮らす子どものうち、「キ 里親委託が望ましい」年齢区分別・施設種別子どもの数

	乳児院	児童養護施設	合計
3歳未満	2	1	3
3歳～就学前	0	9	9
学童期以降	0	21	21
合計	2	31	33

4. 3を反映させた場合の代替養育を必要とする子ども数(※)

	乳児院	児童養護施設	里親+FH		合計	
			里親	FH		
3歳未満	0	1	5	5	0	6
3歳～就学前	1	4	12	11	1	17
学童期以降	0	21	34	32	2	55
合計	1	26	51	48	3	78

※3で算出した数を1の乳児院及び児童養護施設の子どもの数から減じ、里親委託子ども数に加える

●年齢区分別・施設種別の分布率

	乳児院	児童養護施設	里親+FH		合計	
			里親	FH		
3歳未満	0.0%	1.3%	6.4%	6.4%	0.0%	7.7%
3歳～就学前	1.3%	5.1%	15.4%	14.1%	1.3%	21.8%
学童期以降	0.0%	26.9%	43.6%	41.0%	2.6%	70.5%
合計	1.3%	33.3%	65.4%	61.5%	3.8%	100.0%

5. 代替養育を必要とする子ども数の推計値93人に4の分布率を反映

	乳児院	児童養護施設	里親+FH		合計	
			里親	FH		
3歳未満	0	1	6	6	0	7
3歳～就学前	1	5	14	13	1	20
学童期以降	0	25	41	38	3	66
合計	1	31	61	57	4	93

●措置・委託率

	乳児院	児童養護施設	里親+FH		合計	
			里親	FH		
3歳未満	0.0%	14.3%	85.7%	85.7%	0.0%	100.0%
3歳～就学前	5.0%	25.0%	70.0%	65.0%	5.0%	100.0%
学童期以降	0.0%	37.9%	62.1%	57.6%	4.5%	100.0%
合計	1.1%	33.3%	65.6%	61.3%	4.3%	100.0%